

(別添資料1)

令和3年2月26日
社会福祉法人中央共同募金会

READYFOR×ボラサポ 災害支援基金
災害支援を専門とする非営利団体に対する緊急助成プログラム
＜対象費用の例示＞

(1) 留意点

- ・明らかに公費（災害救助費、補正予算等行政の補助対象となる事業等）や、他の助成事業等の対象と考えられる経費は対象としません。
- ・対象費用であっても、その必要性が応募書から読み取れない経費や、他の応募団体等と比較して均衡を失する経費は減額することがあります。

(2) 対象費用

①活動に要する費用

項目	対象費用
物品・資材・消耗品費	支援活動に必要な物品・資材・材料・消耗品の購入費、レンタル料 例) ○ 片付けに必要な工具等（スコップ、ヘルメット、安全靴等）、軍手、防塵マスク等 ○ 炊き出しに必要な器材（鍋・釜等）、ガスボンベ、材料、調味料・水等 ○ 新型コロナウイルス感染症予防に必要な資材、衛生用品等 ○ 活動に必要となる文房具、消耗品等
支払手数料	新型コロナウイルス感染症に関する検査費用
印刷費	チラシ等の印刷費、コピー使用料
通信費	固定電話、携帯電話、FAX 使用料、郵送料、サーバレンタル料等
運搬移送費	支援物品等を運搬・移送するための車両レンタル費、片付けに必要な重機、ダンプカー等のレンタル費、ガソリン代、高速料金等
水道光熱費	水道代、ガス代、燃料代等
会議費	打合せ・会議等に要する会場費、資料作成費等 ※飲食費は除く
研修費	ボランティア等の研修の会議費・謝金等
謝金等	専門家（国家資格を有する者もしくはこれに準ずる者、資格を有しない場合はその専門性・必要性が応募書から読み取れる者、例：重機オペレーター等）への謝金、委託費

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する費用は活動費用の2割を上限とします。
- ・ 専門家等への謝金は1日8,000円を限度とします。

【対象外となる費用】

- ・ 各種手数料・キャンセル料、修理費・メンテナンス費
- ・ 名刺作成費・団体の印鑑・総会の会場費・法人格取得費用等通常の団体運営経費
- ・ スタッフおよびボランティアの食事代、会議の際のメンバーの飲食代

- ・ ボランティア保険料、傷害保険、旅行保険、車両保険等
- ・ 他の助成財団、補助金等により助成が決定している同一のもの・人への経費
- ・ 領収書の発行元が応募団体である経費
- ・ 雑費・予備費等、応募時点で用途が不明な経費
- ・ 個人所有となる備品（スタッフTシャツ等）
- ・ 事務所等賃借に関する、敷金・補償金・損害保険料（火災保険、地震保険等）
- ・ 県外からの後方支援に関する費用（被災者個人への配布や県外団体や個人等からの支援物資提供を目的とした物品購入費および運送移送費等）

②拠点設置費

項目	対象費用
設営費	臨時事務所の設営・賃借に関する費用等（プレハブ、大型テント、活動車両の駐車場代等） サロン等の恒常的な活動拠点の設営・賃借に関する費用等
設備費	固定電話、携帯電話、ファックス、コピー機、パソコン、プリンター等の事務機器レンタル・購入、活動車両のレンタル代等
備品費	机、いす、ホワイトボード、テント、事務用品、救急箱、地図等のレンタル・購入等
人件費等	活動拠点において支援活動をマネジメントする専門的人材及びその補助的業務を行う職員等への人件費・謝金・委託費等

※拠点における専門的な人材等への人件費等の助成にあたっては、団体、人材等についての要件（別添資料 2）に合致していることが必要です。また、助成対象となる人材からは、所定の様式による活動日報の提出を求めます。

高額な備品類は下記を上限として助成します。

パソコン 1台あたり上限7万円。携帯電話（スマホ）1台あたり上限1万5千円。

【対象外となる費用】

- ・ 必要性の判断できない高額な備品類にかかる経費
- ・ 雑費・予備費等、応募時点で用途が不明な経費
- ・ 個人所有となる備品（スタッフTシャツ等）
- ・ 事務所等賃借に関する、敷金・補償金・損害保険料（火災保険、地震保険等）
- ・ 活動拠点と異なる団体事務所の家賃・水道光熱費等
- ・ 雇用保険等の社会保険料や有給休暇にかかる経費

③旅費

項目	対象費用
運賃	活動場所までの交通費（基本的に同一県内）※
リース代	活動拠点から活動場所への移動に要する自動車・自転車等のレンタル代等
ガソリン代等	活動拠点を中心としたガソリン代等
宿泊費	活動実施に必要な専門職・次頁要件をみたしたボランティアの宿泊費
交通費	車両レンタル費、ガソリン代、高速料金等

- ・ 宿泊費は1泊1名の上限を6,000円とします。

- READYFOR×ボラサポ 災害支援基金 災害支援を専門とする非営利団体に対する緊急助成プログラム
- ・ 運賃については、目的地まで最も安価で合理的に移動できる交通手段を優先して利用し、安価な割引価格等を単価として応募額を算定してください。

【対象外となる費用】

- ・ 県外から被災地の活動拠点に向かうためのボランティア一人ひとりにかかる旅費（航空券代・新幹線代・在来線代・高速バス代・宿泊費等）
- ・ 車両の車検にかかる費用、修理費、車両整備費、メンテナンス費、車両保険
- ・ 個人から借用した車両に対する謝金
- ・ 宿泊費に付随する食事代、入湯料

※ただし、被災県外の団体に限っては、下記欄の旅費要件を満たす場合は対象費用とします。

【県外から活動拠点に向かうための団体スタッフの旅費（交通費・宿泊費）の要件】

1) 団体要件

- 下記 A と B の両方を満たす団体
 - A. 当該団体に対して、被災地の自治体や社会福祉協議会、その他運営・審査委員会が認める公共的機関いずれかの支援要請が明らかにあること
 - B. 当該団体の活動内容について運営・審査委員会で専門性の高い活動であると判断できること
- これらの要件を満たすと判断できるよう応募書および支援要請文書にて確認できること

2) 対象経費

- 以下の経費について、応募団体宛の領収書が提出できること（個人宛領収書は対象外）
 - ア. 交通費
 - ・ 高速（中長距離）バス、航空機、新幹線・在来線等の運賃の実費総額の一部
 - ・ 目的地まで最も安価で格安かつ合理的に移動できる交通機関を優先して利用すること
 - ・ 最も安価な割引価格等を単価として応募額を算定すること
 - イ. 宿泊費
 - ・ 1泊1名の上限を6,000円とした実費総額の一部 ※食事代等飲食にかかる費用は対象外

(別添資料2)

令和3年2月26日
社会福祉法人中央共同募金会

READYFOR×ボラサポ 災害支援基金
災害支援を専門とする非営利団体に対する緊急助成プログラム
＜人件費等助成の要件について＞

本助成では、活動拠点を設けて活動する場合、拠点において支援活動等をマネジメントする専門的な人材等の(1)人件費、及び(2)専門職に対する謝金・日当を助成対象とします。

この場合、次の点を要件とします。また、これらについて、応募書から判断できることを必須とします。

人件費についても公費等から補助金を交付されるものについては助成の対象外といたします。また、対象費用であってもその必要性が応募書から読み取れない経費や、他の応募団体等と比較して均衡を失する経費は減額することがあります。

(1) コーディネーターにかかる人件費

活動の専門性があること、かつ、その専門性が復旧・復興のために必要とされていることが応募書から判断できることが必須です。

①助成対象及び人件費の助成上限：以下(ア)・(イ)の2通り

(ア) 被災地及び避難先の地域において、被災者に対するボランティアやNPOによる支援活動を効果的に展開するためのマネジメント(企画・調整)業務、調査業務等を行う者で、所属団体からこうした業務を行う者として証明され、原則として雇用関係があり、雇用保険に加入していること。

雇用保険の加入がない場合には、主に社協やNPOなどで専門的にボランティア・コーディネートを行なっている(もしくは経験がある)と応募書から判断ができ、運営・審査委員会で特に必要性が認められること。

1人あたりの人件費の単価は、実活動日数で1日につき15,000円を上限とします。助成対象となる金額は、1日につき3名分を上限とします。

(イ) 拠点を設ける団体の本部及び拠点における上記業務の補助的業務を行う人1人あたりの賃金単価は、実活動日数で1日につき8,000円を上限とします。助成対象となる金額は、1日につき2名分を上限とします。

【留意点】

- ◆ 自団体の構成メンバーだけでなく、団体外のボランティアに対しても広くコーディネートを行っていることが応募書から判断できることが必須です。
- ◆ なお、事業内容や支援者の役割・必要性、また助成総額に占める人件費比率の多寡等団体の財政規模から判断しますので、一律にこの基準に従って全額を支給するわけではありません。

②団体の要件

今回の災害において、被災地域等に拠点を設けてボランティアや専門的な支援活動を行っている実態(実績)がある団体であって、次のいずれかであること。

(ア) 被災地域及び避難先の団体(行政・災害ボランティアセンターや社会福祉協議会、NPO支援組織、地元団体等)との連携があること。

(イ) 上記にあてはまらない場合は、非営利法人格を有し、法令に基づき法人の基本情報が開示されているとともに、第三者によって活動の実態が裏づけられること。

③提出書類

助成対象となる人材についての活動実績を記録した活動日報(助成決定後、決まった期限までに実績報告)

(2) 謝金・日当

●助成対象および謝金の助成上限

専門職(=国家資格を有する者もしくはこれに準ずる者:医師、看護師、社会福祉士、介護福祉士、保育士、保健師、弁護士、建築士等)が現地において行う専門性を活かした活動であり、その役割、現地からの要請、活動の必要性・緊急性等が応募書から読み取れるもの。

なお、資格を保有しない場合は、その専門性・必要性が応募書から十分読み取れることを条件とします。

1人当たりの賃金単価は、実活動日数で1日につき8,000円を上限とする。

【留意点】

- ◆ 業務として派遣され、支援活動の間、公的に給与が保障される場合等は除きます。
- ◆ 専門職による活動として、被災地に派遣する場合の謝金・日当あるいは旅費の応募の際には、当該派遣計画(派遣者名簿等積算根拠がわかる資料)の提出を求めるとします。当該派遣計画が提出できない、派遣対象者がほとんど決まっていななどの場合には、対象の費用について助成を見送ったり、減額する場合があります。